

静岡県教育委員会

議事録

令和4年度 第2回定例
4月21日（木）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和4年4月21日に教育委員会第2回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|--------------|---------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和4年4月21日(木) | 開会 | 13時30分 |
| | | | 閉会 | 14時15分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 池 上 重 弘 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | | 委 員 | 小野澤 宏 時 | |
| | | 委 員 | 後 藤 康 雄 | |

事務局(説明員)	水 口 秀 樹	教育部長
	塩 崎 克 幸	教育監
	宮 崎 文 秀	参事(政策管理担当)
	本 多 伸 治	参事(学校教育担当)
	松 下 明 生	参事兼教育施設課長
	井 出 好 彦	教育総務課長
	山 下 英 作	教育政策課長
	大 澤 篤 篤	教育DX推進課長
	青 木 康 行	財務課長
	本 村 勉	教育厚生課長
	戸 塚 康 史	義務教育課長
	中 山 雄 二	高校教育課長
	高 橋 和 彦	特別支援教育課長
	近 藤 浩 通	健康体育課長
	藤ヶ谷 昌 則	社会教育課長
	室 伏 伸 明	静岡教育事務所長
	鈴 木 勝 則	静岡西教育事務所長
	松 下 和 弘	総合教育センター所長
	柴 雅 房	中央図書館長
	西 田 秀 男	義務教育課参事

4 その他

- (1) 第1、2、3号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第2、3号議案は人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第2、3号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

第1号議案 静岡県立中学校学則の一部改正

- 教 育 長： 第1号議案「静岡県立中学校学則の一部改正」について戸塚義務教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <議案について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 伊 東 委 員： 入学希望者の面接をし、その結果入学を許可しないということはあるか。
- 義務教育課長： 基本はないものと考えている。面接の結果、あまりに意欲や態度等が相応しくないような場合、そういうことも検討する場合もある。
- 伊 東 委 員： それは入学者選抜という概念か。
- 義務教育課参事： 選抜ではなく、あくまでも入学資格や配慮事項等の確認で面接を行う。その結果によって可否を判定するものではない。
- 伊 東 委 員： 資料には前後の条文が記載されていないが、面接については入学試験の条項の中に記載されているのか。
- 義務教育課参事： 改正してあるところのみを抜粋しているため、わかり難い資料になっている。ふじのくに中学校では、入学試験は行わないため、第9条で別の項目を立て、面接により入学者を決定することを規定する形になっている。
- 伊 東 委 員： 面接という記載が選抜のための面接であるかのような印象を受けるが。
- 義務教育課長： 第9条では、第1項で入学者の選抜に基づいてこれを許可すると規定されてる。第2項は、前項の規定にかかわらず、選抜ではなく面接に基づいて校長が許可するとしている。1項と2項で使い分けをしている。先ほど私は面接で落ちる人がいると説明をしたが、そこは訂正させていただきたい。
- 伊 東 委 員： 「審査に基づいて許可する」というところが気になる。この審査はどのようなものか。
- 義務教育課長： 面接で入学の要件に適合しているかを確認する。そういった意味で審査という表現をしている。
- 後 藤 委 員： 今この時点では想定ができないことはいくらでもあるという。将来に向けて、そういうことも含めて、文章だけでなく“face-to-face”で。そこで最終的な判断を校長がするという意味合いでは、これで良いと思う。
- 教 育 長： 審査という言葉が何を意味するのかというところは一つの論点だが、義務教育課長の説明では、『審査』というのは、適合的な条件をクリアしているかどうかという判断である。その人が夜間中学で学ぶための日

本語能力に問題があるかどうかの審査ではない。そうではなく、定めた客観的な条件に従っているかを判断する。例えば、在留資格が『留学』という人がこれには入れない。外国人の場合、在留資格がどうなっているかということも確認する。それがここでいうところの審査の一つに含まれる。こういう所が審査の具体的イメージとして共有できるのかなと思うが、いかがか。

伊 東 委 員： 了解した。
教 育 長： 他に質疑等はあるか。
全 委 員： (特になし)
教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。
全 委 員： (異議なし)
教 育 長： 第1号議案について、原案のとおり可決する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第2号議案 静岡県立中央図書館協議会委員の任命

※ 非公表

<非>第3号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。
これをもって、令和4年度第2回教育委員会定例会を閉会とする。